

人 事 院 会 議 議 事 錄

会議日

令和7年11月27日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官

議題

庁舎移転に伴う人事院公示の一部改正

議事の概要

- 議題「庁舎移転に伴う人事院公示の一部改正」について、総括審議官から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

庁舎移転に伴う人事院公示の一部改正について

令和7年11月27日
官房部局

1 改正理由・内容

人事院の庁舎移転に伴い、以下の公示に規定する人事院の所在地を「東京都千代田区霞が関1の2の3」から「東京都港区虎ノ門2の2の3」に改める改正を行う。

- ・平成13年人事院公示第6号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第13条第3項第2号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第16条第1項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所の指定に関し、決定した件）
- ・平成23年人事院公示第14号（公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第13条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第7条第2項の事務所の場所に関し、決定した件）
- ・令和4年人事院公示第12号（個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第27条第3項第2号の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第89条第1項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所の指定に関し、決定した件）

2 公示日・効力発生日

公示日：令和7年12月5日（庁舎移転の官報公告を行う日と同日）
効力発生日：令和8年1月26日

以上